

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システムミドルウェアアップデートにかかる影響調査作業等業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本件業務委託は、令和6年度に実施する校務支援システムの機種更新に際し、昨年12月に現行システムの中ドルウェアに対してアップデートが必要となることが判明したため機種更新における影響調査を行うとともに、令和7年1月のリリーススケジュールどおりに機種更新作業がすすめられるよう基本設計作業を委託するものである。

学校運営支援センターでは、平成24年度より校務支援システムの運用を開始し、学校園および教育委員会事務局では各種業務（児童・生徒の出欠管理・成績管理、指導要録・学校日誌の作成、グループウェア等）を利用している。

本システムは日本電気株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、日本電気株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

したがって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、日本電気株式会社関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当

統合校務支援システムグループ（電話番号06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

総合生涯学習センター空調設備整備作業業務委託

2 契約の相手方

ダイキンエアテクノ株式会社

3 随意契約理由

総合生涯学習センター空調設備は設置から約 20 年が過ぎ、室内機・室外機共に、耐用運転時間を超過しており、経年劣化による故障リスクが高い状況となっている。

現状のまま放置すると、施設運営及び市民利用に多大な影響を及ぼすことになるため、安全・正常に空調機器が稼働するよう、機器設備整備を行う必要がある。

当該設備は、ダイキン工業株式会社が製造・設置・保守点検業務を行っており、運転監視遠隔装置と連動させることで、オンラインにて日常の各機器の運転状況のデータを収集するとともに、24 時間 365 日の緊急対応体制をとっている。

そのため、空調設備の整備作業に際しては、運転監視遠隔装置と連動させる必要があり、現在、空調設備の保守点検契約を総合学習センター指定管理者において、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで締結していることから、上記以外の業者が交換業務を行った場合、責任の所在が不明確となるため、保守点検契約と一貫性を図るためにも上記業者しか本業務に対応する事業者がない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06-6539-3345）

随意契約理由書

1 案件名称

長池小学校ほか2校の校舎改築及び大阪市教育センターの移転に係る拠点管理サーバ
移設作業業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は学校の校舎改築及び校舎移転に伴い、パソコン教室に設置している拠点管理
サーバ機器一式を取り外し、それぞれの移設先へ再設置を行い、機器接続試験、動作確認
試験及びネットワーク接続試験を実施し、正常に動作することを確認するものである。

移設する機器については、令和3年度大契甲第7006号「教育情報ネットワーク拠点管理
サーバ等一式 長期借入」(契約相手方:NTT・TCリース株式会社)により借入・保守契約
を行っている機器であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者
以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている西日本電信電話株式
会社以外は行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意
契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G4)

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
学校園ネットワーク基盤グループ

(電話番号 06-6115-8081)